

さつま町建築物耐震改修促進計画



平成21年4月 策定

令和3年4月 改定

鹿児島県さつま町

目 次

序章 建築物耐震改修促進計画策定の背景

1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象とする建築物	2

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模, 被害の状況	6
2 耐震化の現状	11
3 耐震改修等の目標の設定	15
4 町有建築物の耐震化の情報公開	16

第2章 建築物の耐震化を促進するための施策に関する事項

1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針	17
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要	17
3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	17
4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	18

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

1 相談体制の整備及び情報提供の充実	19
2 町民への啓発及び情報提供	19
3 自治会等との連携に関する事項	19

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置, 協議会による事業の概要	20
2 計画の検証	20

資料編

1 用語集	1
2 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	3
3 建築基準法（抜粋）	10

序章 建築物耐震改修促進計画策定の背景

1 計画の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により多数の尊い命が奪われ、このうちの9割の方々が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。そして、この倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年以前に建設された現行の新耐震基準に適合していない住宅・建築物でありました。

本町では、平成9年3月と5月に県北西部を震源とする震度5強と震度6弱の地震、平成28年4月に熊本地方を震源とする最大震度4の地震が発生し、近年では、平成30年の大阪府北部地震及び胆振地方中東部地震、令和元年の山形県沖地震などの大地震が頻発しており、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

このようなことから、住宅や多くの町民が集まる建築物の耐震性を高めることや、地震時の防災拠点としての施設、避難や救護に必要な施設及びその他の施設について耐震診断をおこない、耐震性を高める改修を促進することが緊急の課題となっています。

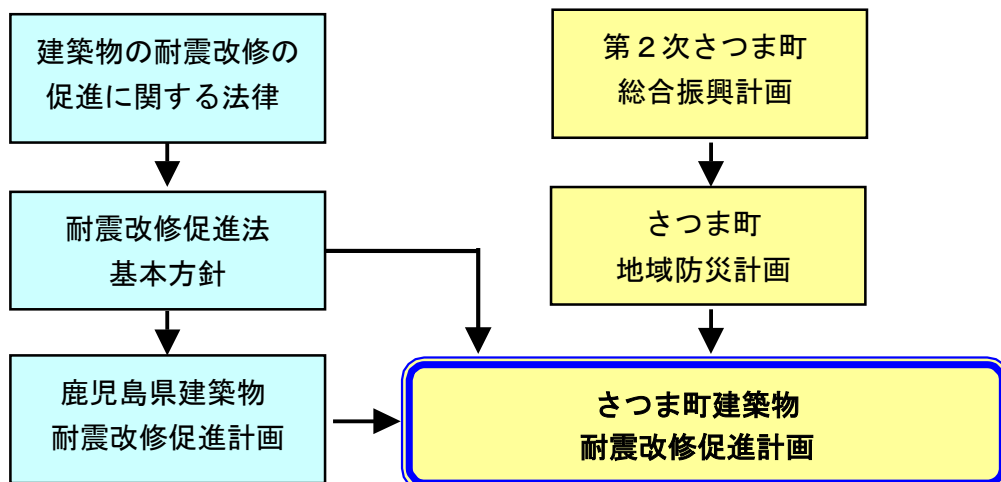
住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であります。

町では、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備づくりを行い、地震による人的被害及び経済的被害を防止・軽減することを目的とします。

2 計画の位置づけ

「さつま町建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）では、「さつま町地域防災計画」並びに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（改正 平成30年法律第67号。以下「耐震改修促進法」という。）第4条の規定に基づき、国土交通大臣が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（改正 平成30年国土交通省告示第1381号。以下「基本方針」という。）を踏まえ、耐震改修促進法第6条に基づき策定します。

また、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」（改正 平成29年12月）を勘案しつつ、「さつま町地域防災計画」に定められている防災関連施策等や「第2次さつま町総合振興計画」（平成28年3月）などの上位計画との整合性を図り、特に既存建築物の耐震性の向上に向けた改修の促進を図るための施策を具体的に定めます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、本計画は必要に応じて見直しを行いません。

4 計画の対象とする建築物

本計画の対象区域は、「さつま町全域」とします。

本計画が対象とする建築物は、原則として「建築基準法」（平成25年法律第201号）に規定する新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された以下の建築物とします。

(1) 住宅

さつま町内の戸建て住宅、長屋、共同住宅を含む全ての住宅

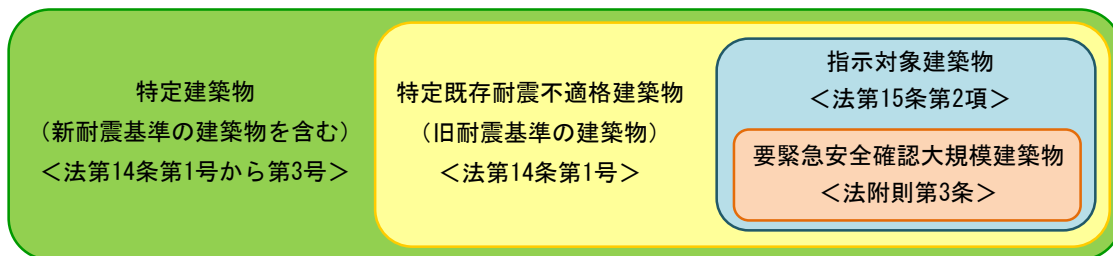
(2) 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法14条に示されている建築物で①から③に示す建築物の内、既存耐震不適格建築物であるもの。

- ① 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
（耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物）【表1-1】
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物
（同法第14条第2号に規定する建築物）【表1-2】
- ③ 地震により倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物（通行障害建築物）
（同法第14条第3号に規定する建築物）【図-1】

(3) 防災拠点及び町有建築物

「さつま町地域防災計画」に定める災害時に応急対策活動の拠点として重要な防災基幹施設となる町の庁舎、消防施設、学校、公民館、医療機関及び避難施設や物資の集積拠点等を含む町有建築物とします。



『新耐震基準』

建築基準法が1981年（昭和56年6月1日施行）に改正され、地震による設計基準が旧来の基準に比べ耐震性が向上した。この基準が「新耐震基準」と呼ばれている。この基準による建築物は、阪神淡路大震災やその後の大地震においても被害が少ない。

また、それ以前の基準は「旧耐震基準」と呼ばれている。

① 多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物等

建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき以下の表のとおりです。

【表1-1】 特定建築物等用途及び規模要件の一覧表

法	政令 第6条 第2項	用途	法第14条の所有者 の努力義務及び 法第15条第1項の 指導・助言対象 建築物	法第15条第2項 の指示対象 建築物	附則第3条の 要緊急安全確認 大規模建築物
法 第14条 第1号	第1号	幼稚園，幼保連携型認定こども園，保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
	第2号	小学校等（小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校）	階数2以上かつ 1,000㎡以上 * 屋内運動場の 面積を含む	階数2以上かつ 1,500㎡以上 * 屋内運動場の 面積を含む	階数2以上かつ 3,000㎡以上 * 屋内運動場の 面積を含む
		老人ホーム，老人短期入所施設，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
	第3号	学校（第2号以外の学校）	階数3以上かつ 1,000㎡以上	—	—
		ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		病院，診療所			
		劇場，観覧場，映画館，演芸場			
		集会場，公会堂			
		展示場			
		卸売市場	階数3以上かつ 1,000㎡以上	—	—
		百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		ホテル，旅館			
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）， 寄宿舎，下宿	階数3以上かつ 1,000㎡以上	—	—
		事務所			
		博物館，美術館，図書館	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
	理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ 1,000㎡以上	—	—	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	保健所，税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上

法	用途	法第14条の所有者の努力義務及び法第15条第1項の指導・助言対象建築物	法第15条第2項の指示対象建築物	附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物
法第14条第2号	危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理する建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
法第14条第3号	通行障害建築物	耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物	左に同じ	—

- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物
危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき以下の表のとおりです。

【表1-2】危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の一覧表

法	政令第7条第2項	危険物の種類	数量	
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管、又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン		
第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第5号	マッチ	300マッチトン *		
第6号	可燃ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス	20立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	200トン		

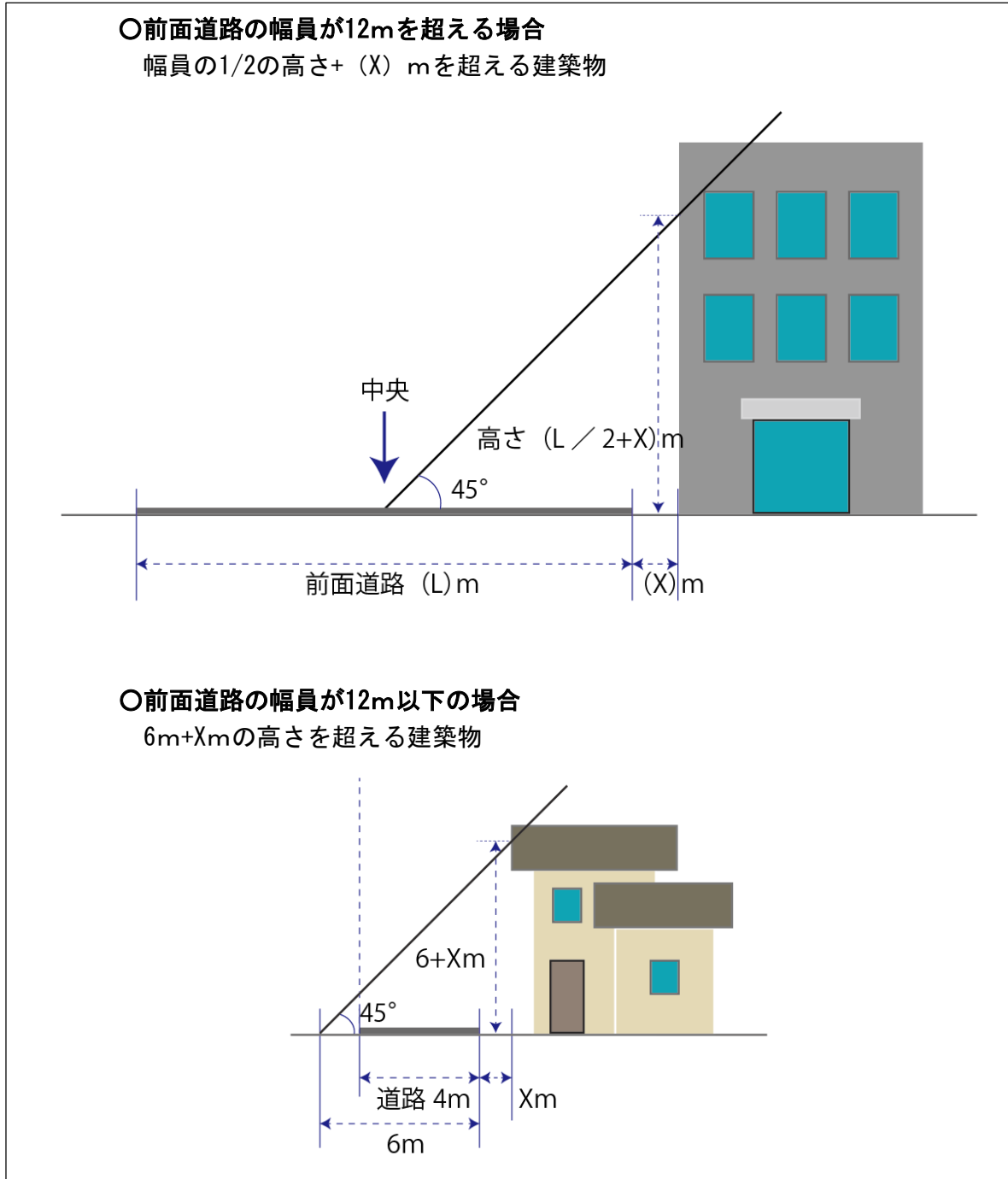
* マッチトンはマッチの軽量単位

1 マッチトンは、並型マッチ（55×36×17mm）で、7,200個、約120Kg

③ 通行障害建築物（法第14条第3号）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、以下に示す当該前面道路の幅員に応じて定められる距離を加えたものを超える建築物とします。

【図-1】 通行障害建築物の要件



第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

県内の活断層には、活動度A（用語集参照）のものは存在せず、また地震活動と個別の活断層の関係についても確認されていないため、「鹿児島県地震被害予測調査報告書」（平成26年2月）から想定地震を設定してあります。

（1）想定する地震とその規模

今回想定する地震は、必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、以下のとおり想定しました。

- ・ 地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・ 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）
- ・ 県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定）
- ・ 国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・ 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

① 鹿児島湾直下

鹿児島市、垂水市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、鹿児島市では一部の地域で震度7、垂水市では一部の地域で震度6強に達すると想定されます。また、鹿屋市、日置市、南九州市、始良市においても一部の地域で震度6弱の揺れが想定されます。

② 県西部直下

いちき串木野市では、ほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定されます。鹿児島市、薩摩川内市（本土）、日置市においても一部の地域で震度6弱、南さつま市、始良市においても一部の地域で震度6弱の揺れが想定されます。

③ 甑島列島東方沖

薩摩川内市（甑島）では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定されます。薩摩川内市（本土）、いちき串木野市においても一部の地域で震度6弱の揺れが想定されます。

④ 県北西部直下

出水市、阿久根市、長島町では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、出水市では一部の地域で震度7に、阿久根市、長島町では一部の地域で震度6強に達すると想定されます。さつま町においても一部の地域で震度6弱の揺れが想定されます。

⑤ 熊本県南部

長島町では、多くの地域で震度6弱以上、一部の地域で震度7に達すると想定されます。阿久根市、出水市においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定されま

す。

⑥ 県北部直下

霧島市，伊佐市，湧水町では，一部の地域で震度5強に達すると想定されます。

⑦ 南海トラフ【陸側ケース】

内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち，本町において最も震度が大きい【陸側ケース】を設定します。【陸側ケース】では，さつま町の一部の地域で震度6弱の揺れが想定されます。

⑧ 種子島東方沖

種子島の3市町，曾於市，志布志市では，多くの地域で震度6弱以上，一部の地域で震度6強に達すると想定されます。鹿児島市，鹿屋市，指宿市，垂水市，霧島市，南九州市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隈町，肝付町，屋久島町においても一部の地域で震度6弱の揺れが想定されます。

（2）想定被害の予測結果

本町で想定される被害予測結果は，下記のとおりであり，「南海トラフ【陸側ケース】」「県北西部直下」による影響が大きくなります。

【表－1】 さつま町内において想定される地震による建物被害と人的被害の状況

想定される地震 (地震の規模)	震度階級	建物被害		人的被害
		全壊	半壊	死者
①鹿児島湾直下 (M=7.1)	震度5弱	-	10棟	-
②県西部直下 (M=7.2)	震度5強	10棟	50棟	-
③甑島列島東方沖 (M=7.5)	震度5強	-	10棟	-
④県北西部直下 (M=7.0)	震度6弱	20棟	70棟	-
⑤熊本県南部 (M=7.3)	震度5強	10棟	40棟	-
⑥県北部直下 (M=7.1)	震度5弱	-	10棟	-
⑦南海トラフ【陸側ケース】 (M=9.0)	震度6弱	90棟	270棟	-
⑧種子島東方沖 (M=8.2)	震度5強	20棟	70棟	-

注) -: わずか

(3) さつま町の地勢

① 地質

紫尾山地の南側は丘陵性山地が発達し川内川により開析されており、本町を含む流域盆地周辺では、シラス台地が広範囲に分布し、火砕流堆積面を切る河成段丘や火砕流の二次堆積物からなる沖積低地が見られます。自然堆積したシラス斜面は非常に安定していますが、一度外力が加わると粒子が乱れて分離しやすいという特徴があります。

また、透水性が大きく粘着力がほとんど存在しないため、表面侵食に対する抵抗が極めて弱く、台風、集中豪雨時に表流水、地下水による崩壊が多く発生しています。

② 地震

鹿児島県は、九州では比較的有感地震の発生が少ない地域ですが、県北境には大小様々な火山からなる霧島火山群がそびえ、さらに、南に延びるトカラ列島も多数の火山があります。また、始良カルデラの南縁には過去幾多の大爆発を繰り返し、現在なお活発な活動を続けている桜島が控えています。そして過去には、日向灘から本土を通り南西にのびる島々に沿って多くの地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されています。

本町においては、平成9年3月、5月に発生した北西部地震では、大きな被害を受けています。したがって、今後もなお、長期にわたる群発地震や短期の局発地震が発生して、大きな災害を引き起こすことも十分に考えられますので、平常から災害に備える体制を整えておくことが必要であります。

<鹿児島県内の主な地震> (M5.0以上)

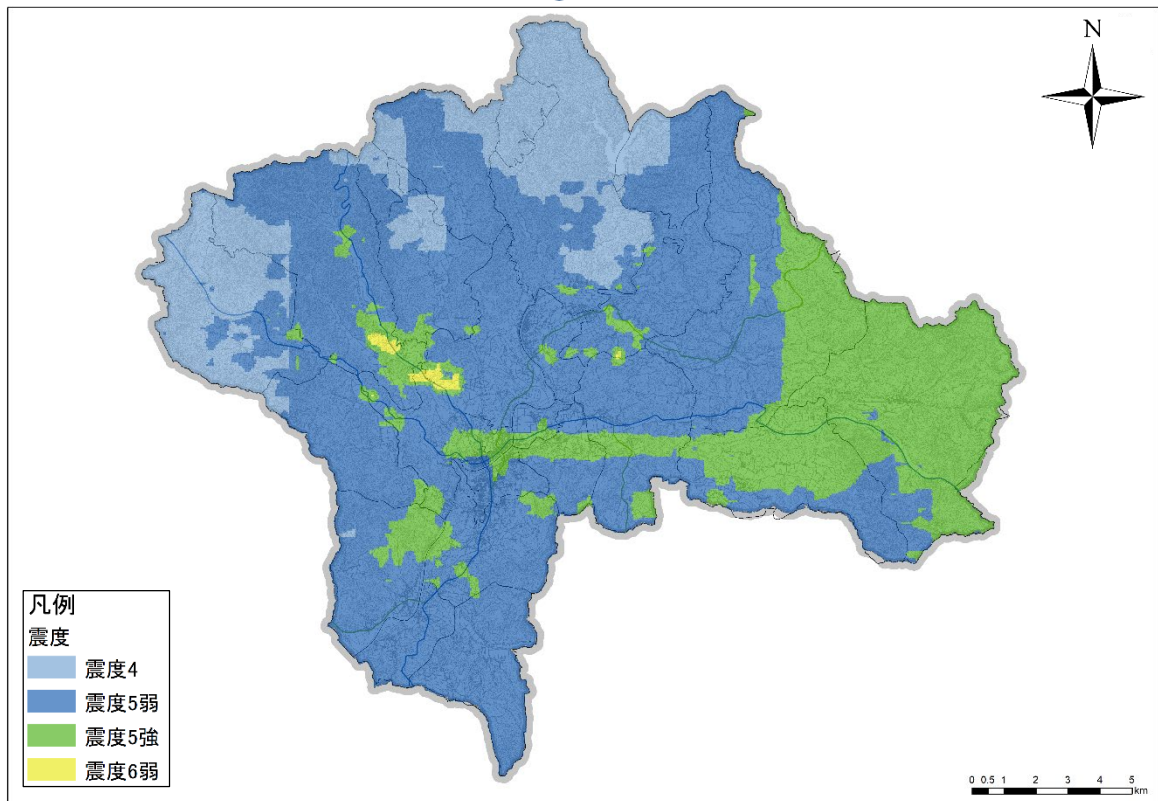
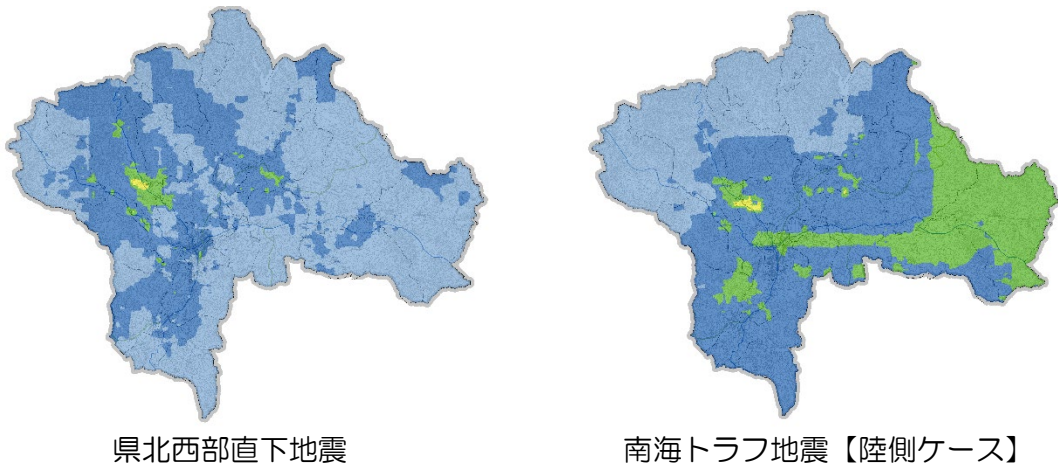
発生年月	地震名	地震の規模 (マグニチュード)	震源域	被害状況
明治26年9月7日	知覧地震	5.3	県南部	
明治27年1月4日		6.3	〃	
大正2年6月29日	日置地震	5.7	薩摩半島西方	
大正2年6月30日		5.9	〃	
大正3年1月12日	桜島地震	7.1	桜島	死者22名・全壊家屋120戸
大正4年	群発地震	5.0	栗野付近	
昭和36年	吉松地震	5.5	霧島山北西	
昭和43年2月21日	えびの地震	5.7	宮崎県西部	死者3人・負傷者42人・ 全壊368戸・半壊636戸
		6.1		
昭和43年2月22日		5.6	〃	余震
昭和43年3月25日		5.7 5.4	〃	余震
平成6年5月7日	大口地震	5.7	県北部	
平成9年3月26日	北西部地震	6.6	県北西部	重症2名・軽症72名・ 全半壊35棟・一部損壊4635棟
平成9年4月3日		5.5	〃	余震
平成9年5月13日		6.3	〃	余震

(4) 揺れやすさマップ

想定した地震ごとに予測された震度を重ね合わせて、「起こりうる最大震度」を表示したマップです。

想定地震	地震規模 (マグニチュード)	本町の最大震度
県北西部直下	7.0	6弱
南海トラフ 【陸側ケース】	9.0	6弱

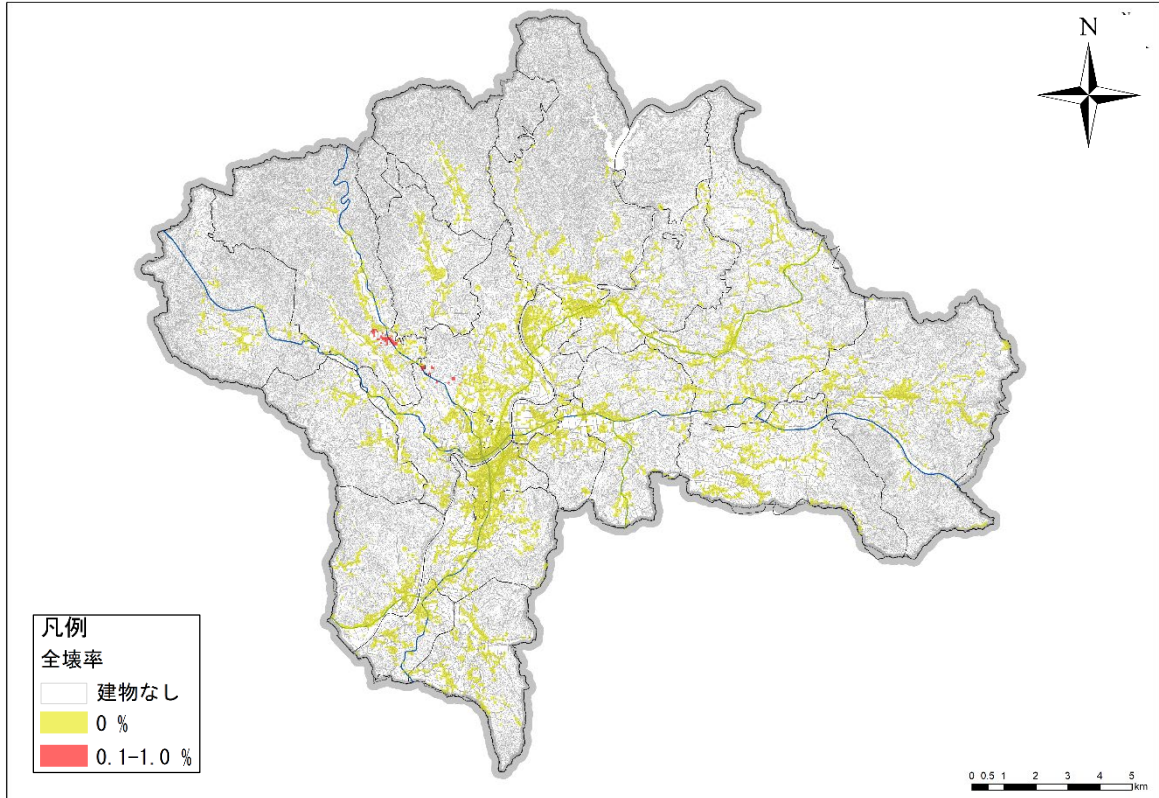
鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成26年2月）より



さつま町 揺れやすさマップ

(5) 地域危険度マップ

地域危険度マップは、地震によって発生する建物被害の分布を現したものです。揺れやすさマップで作成した50mメッシュ単位毎の「起こりうる最大震度」に対して、大字ごとに存在する建物の被害程度（建物全壊率）を表したものです。



さつま町 地域危険度マップ

2 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

本町の住宅等の耐震性を有する住宅の数は、住宅総数（8,732戸）のうち6,605戸で、耐震化率は75.6%と推計されます。

- 木造住宅の耐震性を有する住宅の戸数は、木造住宅全数（7,963戸）のうち5,854戸で、耐震化率は73.5%と推計されます。
- 非木造住宅の耐震性を有する住宅の戸数は、非木造住宅全数（769戸）のうち751戸で、耐震化率は97.7%と推計されます。

【表－2】 町内全住宅の耐震化率の推計（単位：戸）

	住宅 総数 ①	昭和56年5月31日以前 (旧耐震建物)		昭和56年 6月1日以降 (新耐震建物)	耐震性の ある住宅	耐震性の ない住宅	耐震化率	
		計	耐震性 なし②	耐震性 あり③	耐震性あり ④	⑤= ③+④		⑥= ①-⑤
木造	7,963	3,880	2,109	1,771	4,083	5,854	2,109	73.5%
非木造	769	165	18	147	604	751	18	97.7%
計	8,732	4,045	2,127	1,918	4,687	6,605	2,127	75.6%

- 平成20～30年の住宅・土地統計調査を基に、令和2年10月現在の住宅総数を推計
- 平成30年の住宅・土地統計調査より、旧耐震・新耐震の割合を按分
- 平成25年、平成30年の住宅・土地統計調査による旧耐震の住宅のうち、耐震診断を行った結果、耐震性のある住宅数を推計（鹿児島県データによる）
- 平成20～30年の住宅・土地統計調査による旧耐震の住宅のうち、耐震改修工事を実施した件数を推計
- 平成30年10月以降に増加（建築確認・工事届の実数）した住宅は全て新耐震
- 平成30年10月以降に除去した住宅は、平成30年の住宅・土地統計調査による旧耐震、新耐震の割合に応じて按分

『耐震化』

建築物の耐震改修や建替え等により、地震に対する安全性を向上させること。

『耐震化率』

全ての建築物の中で、耐震性がある建築物の割合をいう。

① 町有住宅（一般・共済・公営・改良）の耐震化率について

町有住宅の耐震性を有する住宅の棟数は、住宅総数290棟のうち222棟で、耐震化率は76.6%になっています。

【表－3】町有住宅の耐震化率（単位：棟）（令和2年10月町有住宅管理台帳）

	住宅 総数 ①	昭和56年5月31日以前 (旧耐震建物)		昭和56年 6月1日以降 (新耐震建物)	耐震性の ある住宅	耐震性の ない住宅	耐震化率	
		計	耐震性 なし②	耐震性 あり③	耐震性あり ④	⑤= ③+④		⑥= ①-⑤
木造	209	14	14	0	195	195	14	93.3%
非木造	81	54	54	0	27	27	54	33.3%
計	290	68	68	0	222	222	68	76.6%

- ・ 町有住宅管理台帳より町有住宅棟数を集計

② 県有住宅（共済・公営等）の耐震化率について

県有住宅の耐震性を有する住宅の棟数は、住宅総数43棟のうち43棟で、耐震化率は100%になっています。

【表－4】県有住宅の耐震化率（単位：棟）（令和2年10月調査）

	住宅 総数 ①	昭和56年5月31日以前 (旧耐震建物)		昭和56年 6月1日以降 (新耐震建物)	耐震性の ある住宅	耐震性の ない住宅	耐震化率	
		計	耐震性 なし②	耐震性 あり③	耐震性あり ④	⑤= ③+④		⑥= ①-⑤
木造	38	0	0	0	38	38	0	100%
非木造	5	1	0	1	4	5	0	100%
計	43	1	0	1	42	43	0	100%

(2) 特定建築物等の耐震化の現状

さつま町内の耐震改修促進法第14条第1号に規定する「多数のものが利用する建築物」の耐震化率は全体で92.3%であります。その内訳は民間建築物85.2%、町有建築物100%、県有建築物は100%となっています。

【表-5】 特定建築物の耐震化率 (単位：棟) (令和2年10月調査)

	特定建築物 総数 ①	昭和56年5月31日以前 (旧耐震建物)		昭和56年 6月1日以降 (新耐震建物)	耐震性の ある特定 建築物	耐震化率 ⑥= ⑤/①		
		計	耐震性 なし②	耐震性 あり③	耐震性あり ④		⑤= ③+④	
民間建築物	27	5	4	1	22	23	85.2%	
公共 建築物	町有	21	12	0	12	9	21	100%
	県有	4	0	0	0	4	4	100%
計	52	17	4	13	35	48	92.3%	

- 耐震改修促進法に基づく特定建築物調査台帳によります。

(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

さつま町内には、耐震改修促進法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物はありません。

(4) 通行障害建築物の耐震化の現状

さつま町内の耐震改修促進法第14条第3号に規定する、緊急輸送道路沿道の対象建築物総数52棟のうち21棟で、耐震化率は40.4%であります。

【表一六】 通行障害建築物の耐震化率（単位：棟）（令和2年10月調査）

区分	緊急輸送道路種別	路線名	対象建築物総数 ①	昭和56年5月31日以前 (旧耐震建物)		昭和56年6月1日以降 (新耐震建物)	耐震化率 ⑤= ③+④/①
				耐震性なし②	耐震性あり③	耐震性あり④	
第1次	一般国道 (指定区域外)	国道504号	18	7	0	11	61.1%
	〃	国道328号	20	16	0	4	20.0%
第2次	一般国道 (指定区域外)	国道267号	14	8	0	6	42.9%
	主要地方道 県道	宮之城 加治木線	該当する建築物はありません				
計			52	31	0	21	40.4%

(5) 防災上重要な町有建築物の耐震化の現状

防災上重要な町が所有する公共建築物（以下「町有建築物」という。）として、「さつま町地域防災計画」に位置づけられる避難施設総数28棟のうち26棟で、耐震化率は92.9%であります。

【表一七】 防災上重要な町有建築物の耐震化率（単位：棟）（令和2年10月調査）

	町有建築物総数 ①	昭和56年5月31日以前 (旧耐震建物)		昭和56年6月1日以降 (新耐震建物)	耐震性のある特殊建築物 ⑤= ③+④	耐震化率 ⑥= ⑤/①
		計	耐震性なし②	耐震性あり③		
町有建築物	28	6	2	4	22	92.9%

3 耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅

国が示す基本方針では、平成30年の全国平均の住宅の耐震化率は87%と推計されており、これを令和7年度までに95%に引き上げていくこととされています（令和12年にはおおむね解消）。

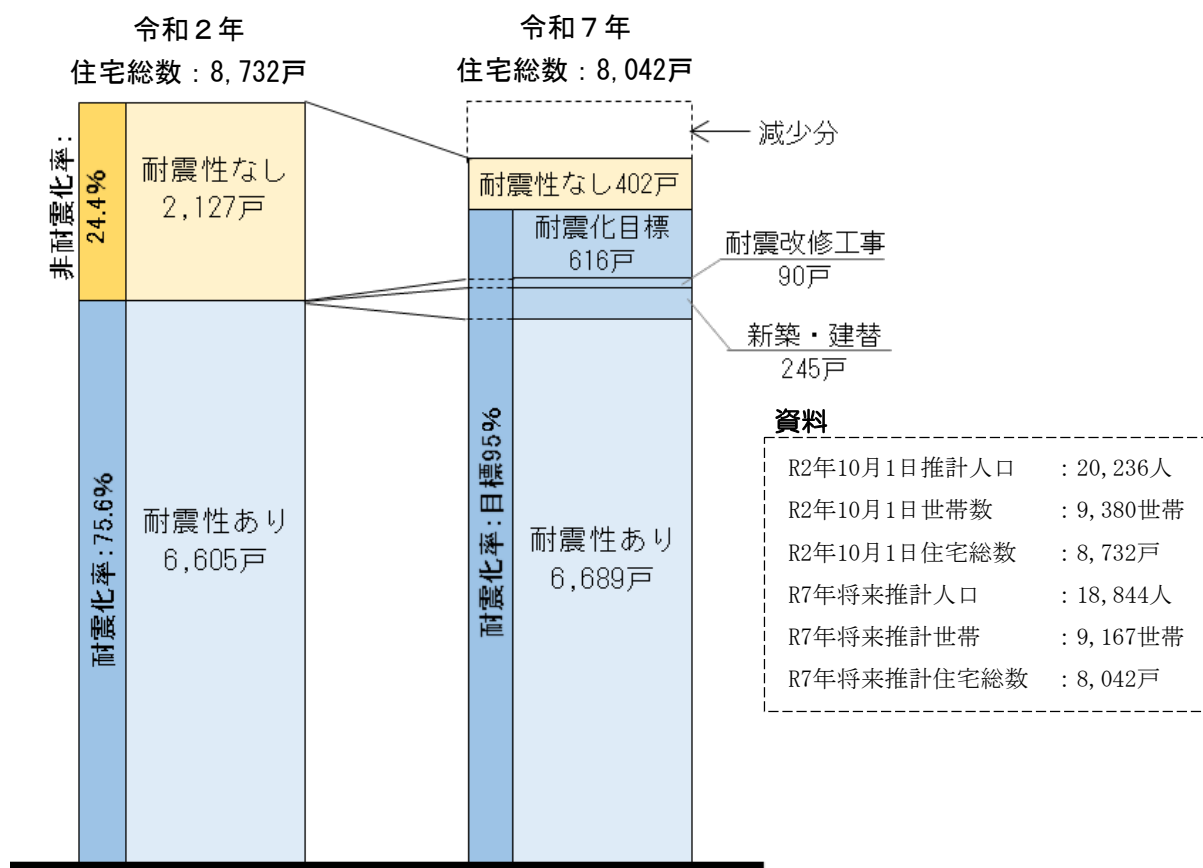
本町においても、令和7年度に新耐震基準に適合する住宅の割合を95%にすることを目標として、住宅の耐震化の促進に取り組みます。

【現状】

	住宅 総数	耐震性 あり	耐震性 なし	耐震化 率
計	8,732	6,605	2,127	75.6%

【令和7年度目標】

	住宅 総数	耐震性 あり	耐震性 なし	耐震化 目標率
計	8,042	7,640	402	95%



【令和7年将来推計の設定】

- 住宅総数及び耐震改修工事数は、平成25年、平成30年の住宅・土地統計調査の住宅総数を基に、平成30年～令和2年9月までの住宅戸数の増減（確認申請・工事届、家屋滅失届の実績数）を反映
- 新築・建替数は、平成30年～令和2年9月までの実数より推計
- 耐震性のある住宅戸数は、令和2年の耐震性のある住宅戸数のうち、平成30年～令和2年9月までに除去された実数からの推計値を反映

(2) 特定建築物及び防災拠点

特定建築物については、公共民間を問わず基本方針と同様に令和7年度に耐震化率をおおむね解消することを目標として、耐震化に取り組みます。

また、町有建築物の耐震化については、積極的に取り組むこととし、特に、被害情報収集や災害対策指示を行う庁舎、避難場所等として活用する学校や集会所など、防災拠点として重要な役割を果たす施設については、耐震化を優先的に実施します。

【現状】

	特定建築物棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
民間	27	23	4	85.2%
公共	25	25	0	100%
計	52	48	4	92.3%



【令和7年目標】

	特定建築物棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化目標率
民間	27	27	0	100%
公共	25	25	0	100%
計	52	52	0	100%

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

第1次、第2次緊急輸送道路沿道の特定建築物については、令和7年度までの耐震化の目標をおおむね解消します。

【現状】

	対象建築物棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
第1次	38	15	23	39.5%
第2次	14	6	8	42.9%
計	52	21	31	40.4%



【令和7年目標】

	対象建築物棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化目標率
第1次	38	38	0	100%
第2次	14	14	0	100%
計	52	52	0	100%

(4) 目標の達成状況の確認

本計画は、令和7年度までの5年間を見据えた長期のものであることから、前期段階の達成状況を確認するとともに、後期段階の目標の見直しを行う等、進行管理を行います。

4 町有建築物の耐震化の情報公開

町有建築物のうち、特定建築物については、災害時の救助・避難拠点として重要な役割を果たす施設が多く、不特定多数の町民が利用しています。特に防災拠点として重要な役割を果たす施設については耐震状況について情報公開を行います。

第2章 建築物の耐震化を促進するための施策に関する事項

1 耐震診断・改修の促進に係る基本的な取り組み方針

- ① 住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が自発的・主体的に取り組むことを基本としながら、行政は所有者等の役割を支援する観点から、県との適切な役割分担により、民間建築物の耐震化の促進を図ります。
- ② 町は、建物の用途や立地条件による緊急性及び公益性等の優先順位に配慮した耐震化の促進を図ります。
- ③ 町有施設については、防災拠点として重要な役割を果たす庁舎等の施設、地震被災時に避難・救援等で重要な役割を果たす学校、給食センター、保健センター等の施設を最優先と位置付け計画的な改修を図ります。
- ④ 避難路等沿道の住宅・建築物等は、大規模地震の発生後、倒壊して避難路等を閉塞することがないように、耐震化の促進を重点的に図ります。

2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

町では、建築物の耐震化を推進するため、国・県の補助制度（「住宅・建築物耐震改修事業」）を活用した「木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助金制度」として、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するために耐震診断及び耐震改修工事の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。要件を満たす住宅耐震改修を行った場合の所得税の特別控除の措置等の支援策を設けるなど、既存建築物の耐震改修の促進を図ります。

また、町では、町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組みながら、建築物の耐震改修の促進を図ります。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

過去の地震災害においては、窓ガラス等の落下、ブロック塀の倒壊やエレベーター内の閉じ込めの被害が発生しているため、町は県と連携し、これらの被害が発生するおそれのある建築物の所有者等に対し、必要な措置を講じるよう普及・啓発を図ります。

(1) エレベーターの地震対策

地震発生時にエレベーターの緊急停止により人が閉じ込められてしまうなどの被害を避けるため、安全対策について建築物所有者等に対し普及・啓発を図ります。

(2) 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策

- ① 設置者等に対し、業界団体にも協力を求め、屋外広告物の適切な設計・施工や、維持管理についての啓発、安全性についての注意喚起を行います。
- ② 窓ガラス、外壁等の落下防止対策や、不特定多数の者が利用する大規模空間を持つ建築物の天井等の崩落防止対策を行うよう施設の所有者等に注意喚起を行います。

(3) ブロック塀の安全対策

倒壊の危険性があるブロック塀の所有者等に注意喚起を行い、改修の促進を図ります。特に、通学路や避難路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた改善を促進します。

(4) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、従来実施してきた「がけ地近接等危険住宅移転事業」を継続して実施します。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等を適正に執行するとともに、鹿児島県建築基準法施行条例第3条に規定された「がけ地の建築制限」に適合することにより、建築物の安全性を確認します。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 避難路等の指定

大規模地震の発生後、避難路沿道の住宅・建築物等が倒壊して、避難路を閉塞することがないように、広幅員道路、都市計画道路等を基本に避難路の選定を推進し、避難路等沿道建築物の耐震化の促進を図ります。

(2) 緊急輸送道路の指定

大規模地震の発生後、救援・復興活動の骨格となる路線で、避難路と同様に沿道の建築物の耐震化を促進しておくことが重要な道路（「鹿児島県地域防災計画」の「地震災害対策編第3部第2章第10節（緊急輸送）」に記載されている緊急輸送道路ネットワーク計画における1次～2次緊急輸送道路及び「さつま町地域防災計画」に記載されている1次～2次緊急輸送道路）を緊急輸送道路とし、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。

(3) 避難路等・広域避難地周辺の不燃化の促進

緊急輸送道路や避難路の機能を十分に確保するため、沿道の耐震化促進と併せて不燃化促進等を図るよう誘導を図ります。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する

啓発及び知識の普及に関する事項

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

町は、耐震診断、耐震改修や住宅リフォームの相談窓口の設置を図るとともに、地域住民の幅広い相談に対応できる体制と仕組みづくりに努めます。

また、建築関係団体等との連携により、リフォームに併せて耐震改修を実施できるよう誘導する仕組みづくりに努めます。

2 町民への啓発及び情報提供

町は、建物の耐震化を促すため、広報誌、パンフレット、ホームページ、地震防災マップ等を活用し、普及啓発に努めます。

3 自治会等との連携に関する事項

町は、町内会や自主防災組織等と連携することで幅広く町民に対し、建物の耐震化のほか、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修・撤去及び家具の転倒防止等のさまざまな地震防災対策の必要性について普及啓発に努めます。また、町内会や自主防災組織等が自主的に行う防災活動に関し、地震防災対策活動の普及についての育成に努めます。

第4章 その他建築物の耐震診断及び

耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置，協議会による事業の概要

建築・住宅行政連絡協議会，建築物安全安心推進協議会，関係団体等と連携して，耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動等を実施します。

2 計画の検証

耐震化の進捗状況や社会的な情勢を勘案して，必要に応じて見直しを行います。

施行期日

この計画は，令和3年4月1日から施行します。

資料編

用語集	(資料1)
建築物の耐震改修の促進に関する法律 (抜粋)	(資料3)
建築基準法 (抜粋)	(資料11)

【用語集】

- **耐震改修促進計画**

建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に基づき、既存の建築物の耐震性を確保するために耐震診断及び耐震改修の促進を図り、耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする計画です。

- **地域防災計画**

災害対策基本法第42条の規定に基づき、さつま町防災会議が作成したもので、災害対策に関して、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより町民の生命、財産を災害から保護することを目的とする計画です。

- **建築基準法**

この法律は、建築物の敷地、構造、設備、及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に昭和25年に制定されたものです。

- **耐震診断**

建築物が地震の揺れによってどの程度の被害を受けるかを調べるもので、地震に対する安全性を評価することです。

- **耐震改修**

建築物の地震に対する構造上などの安全性の向上を図るため、補強、修繕、改築等を行なうことです。昭和56年以前に建設された建物については旧耐震基準で建設されたため、耐震性が不足の可能性が高いので耐震診断の実施を早期に行なうことが望ましいとされます。

- **緊急輸送路**

大規模な地震が起きた場合に、避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した輸送路の確保を図ることを目的に、地域防災計画に定められた道路のことです。

- **マグニチュード**

記号Mで表される。地震そのものの規模を表すものであります。マグニチュードが1増加すると地震エネルギーは約30倍増加します。

・ハザードマップ

地域に地震災害等をもたらす規模、頻度、確率等を数値化し地図にした災害予測図です。

・地震のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、①地震の規模（マグニチュード）、②震源からの距離、③表層地盤の3つによって決定されます。一般的には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなります。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なります。

表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べゆれが大きくなります。このことを「地盤のゆれやすさ」といいます。この表層地盤のゆれやすさを感覚的にわかりやすく地図として表現したものを「地盤のゆれやすさマップ」と呼ばれています。

・既存不適格建物

現在の建築基準法には適合していないが、特例により違法建築物ではないとされている建築物です。建築基準法及び同施行令等が施行された時点で、既に存在していた建築物等や、その時点で工事中であった建築物等については、建築基準法及び同施行令等の規定に適合していない部分が有ったとしても、これを違法建築として取り扱わないこととなっています。従って現況のまま使用し続けることは可能であるが、大規模修繕や建替え時にはその時点の建築基準法に従うことを求められます。

・活断層

最近の地質時代（第四紀：約200万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層のことです。地盤は、いつも同一方向から力を加えられ（プレートの押す方向と力）、おおよそ同じ位の間隔でこらえられなくなる性質があります（破壊する、断層が活動する）。このとき地震が起こることから、最近の時代に繰り返し断層活動が認められると、その断層は将来もほぼ同じ間隔で断層運動を起し地震を発生させると推定され、そのような断層を活断層と呼びます。

・活動度

活動度とは、活断層の活動の程度をいい、過去の平均変位速度（ s ）で表し、1000年間あたりの変位量を、1mと10cmを境に、A、B、Cの3ランクに区分してあります。

平均変位速度による活断層の活動度の分類

活動度の分類	第四紀の平均変位速度 s （単位はm/1000年）		
	A	B	C
	$10 > s \geq 1$	$1 > s \geq 0.1$	$0.1 > s \geq 0.01$
変位地形	明瞭	明瞭	不明瞭

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

（平成7年法律第123号・改正 平成30年法律第六十七号）

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除去又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通貨道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通貨道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条

第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通貨道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通貨道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書き、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成7年政令第429号・改正 平成30年政令第323号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三号第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下の時は六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の扉であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に付属するもの

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス

- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適合建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適合建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場
その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館，美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの

十五 自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で，一般公共の用に供されるもの

十六 保健所，税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園，小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム，老人短期入所施設，保育所，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二項に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は，次の各号に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園，幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は，法第十五条第四項の規定により，前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し，これらの特定既存耐震不適格建築物につき，当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は，法第十五条第四項の規定により，その職員に，前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物，これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り，当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該既存耐震不適格特定建築物の敷地，建築設備，建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は，独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

建築基準法（抜粋）（昭和25年法律第201号・改正 令和2年法律第43号）

（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）

第九条の四 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

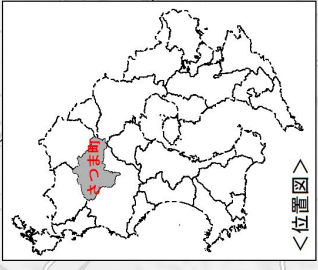
建築基準法施行令（抜粋）（昭和25年政令第338号・改正 令和元年政令第181号）

第三節の六 勧告の対象となる建築物

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一条に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの



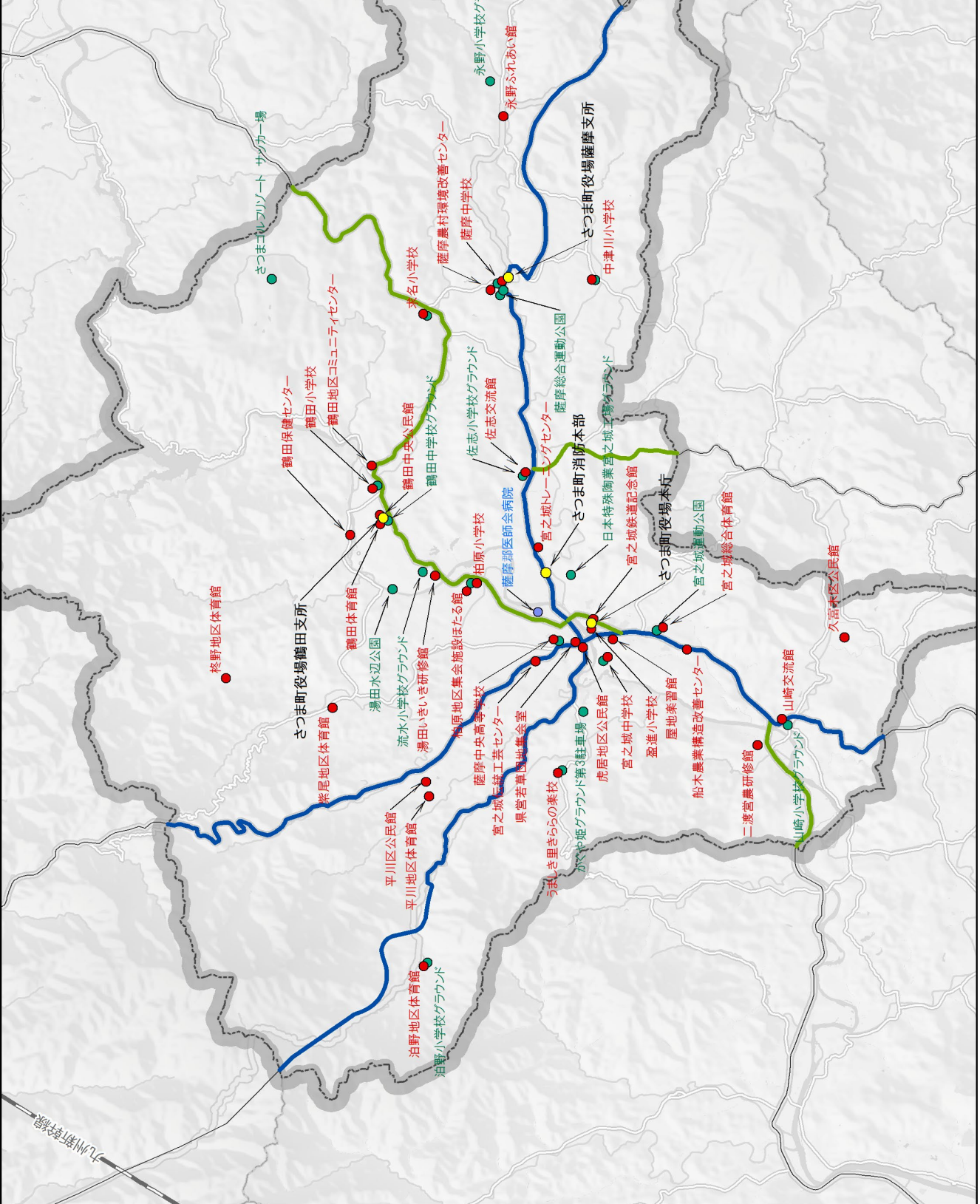
<位置図>

緊急輸送道路

- 第一次緊急輸送道路 (Blue line)
- 第二次緊急輸送道路 (Green line)

避難施設

- 防災拠点 (Yellow circle)
- 地震時の避難所 (Red circle)
- 災害拠点病院 (Blue circle)
- ヘリコプター発着地 (Green circle)



九州新幹線